

那覇港管理組合公告第2号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

「クルーズ船寄港予約管理システム構築業務」に係る 企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和6年1月30日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 趣旨

「クルーズ船寄港予約管理システム構築業務」を契約する者を選定するために、本業務に係る企画提案書を募集する。

2 応募資格等

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項※の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

- ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (9) 1提案者(コンソーシアムの場合は1コンソーシアム)につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員が単体企業として、または他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
 - (10) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
 - (11) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合には、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
 - (12) 過去5か年に、国又は地方公共団体関連業務で業務システム開発や再構築、サーバ更改等の業務を受託し、誠実に履行した実績を有していること。(契約書の写しなど、内容を確認できる資料を提示すること。)
 - (13) 令和4年度に「クルーズ船予約管理オンライン化支援業務」を受託した(一財)沖縄ITイノベーション戦略センターは、本業務に参加することができない。

3 内容及び選定方法等

詳細については、別途交付する「クルーズ船寄港予約管理システム構築業務企画提案公募要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)を参照すること。

4 プロポーザル実施要領の交付場所等

- (1) プロポーザル実施要領の交付場所及び問い合わせ先
〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合総務部管理課ふ頭班 (2階)
担当: 渡口(トグチ)、津波(ツハ)
TEL: 098-862-2328 FAX: 098-862-4247 Email: kyo_toguchi2022@nahaport.jp
- (2) 参加申込書等の提出場所及び提出方法
プロポーザル実施要領 9.提出書類 及び質問書については下記のとおり提出すること。
 - ・(1)参加申込書、(2)コンソーシアム協定書等*コンソーシアムで応募する場合 について
(1)プロポーザル実施要領の交付場所及び問い合わせ先 の場所あてに持参、郵送により提出すること
 - ・(3)企画提案書について
紙媒体は(1)の場所あてに持参、郵送、加えてPDFデータをEメールにて提出すること
 - ・質問書について
(1)の場所に持参、郵送、FAX、又はEメールにより提出すること
※送付後すみやかに担当まで連絡し、受信の確認を行うこと
- (3) 提出期限
 - ・参加申請書
令和6年2月14日(水)17:00必着
 - ・企画提案書
令和6年2月26日(月)17:00必着

5 その他注意事項

- (1) 本プロポーザル及び本業務委託契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国

通貨とする。

- (2) 提出書類の作成、企画提案審査への出席等に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 受託者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 審査経過、審査内容等については公表しない。
- (5) 委託期間中、委託期間終了時の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告、過大請求等による不正受給、事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、那覇港管理組合は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある
- (6) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングの出席に対する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書については公表しない。